

4月から「中央区こども誰でも通園制度」が始まります

全ての子どもの育ちを応援し、子育て家庭への支援を強化するため、保護者の就労などの要件を問わず、原則として無償で利用できる「中央区こども誰でも通園制度」を実施します。

対象

保育所などに通園していない子ども（0歳6ヶ月から満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで）

利用可能時間

原則として1月当たり20時間
(1日当たり8時間が上限)

◎利用に当たっては、事前に手続きが必要となります。

◎利用方法や実施園などについてはHPをご覧ください。

問・制度に関すること

保育課保育計画係

（3546）5739

・利用方法に関すること

保育課保育入園係

（3546）9587



詳しくは区HPへ



4月から「子育てのための施設等利用給付」を希望する方へ

「子育てのための施設等利用給付」の認定を受けた方で、自治体による確認を受けた施設・事業を利用した方は、施設などの利用料が施設等利用給付（請求）の対象となります。希望する方は、認定申請を行ってください。認定申請と給付（請求）はそれぞれ手続きが必要となります。

◎詳しくは「施設等利用給付のごあんない（令和8年度申請用）」をご確認ください。

認定申請の手続き

4月1日から認定を希望する場合は、4月1日（必着）までに必要書類を別表のとおり提出してください。

◎オンライン申請も可

◎4月2日以降に認定申請を行うこともできますが、認定期間の開始日は認定申請日以降となります。認定期間外に施設などを利用した分について給付（請求）することはできません。

給付（請求）の手続き

年度に1回、原則オンライン申請により請求してください。

「施設等利用給付のごあんない（令和8年度申請用）」

別表の提出窓口で配布している他、HPでも公開しています。

別表

提出方法	提出先・注意事項
窓口	区役所6階保育課保育入園係、各特別出張所 月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (土・日曜日、祝日・休日、年末年始を除く)
郵送	〒104-8404 築地1-1-1 保育課保育入園係 宛て ◎郵送の場合は余裕をもって投函してください。郵便事故などによる書類の紛失を避けるため、特定記録郵便・レターパックライトの利用をお願いします。なお郵便事故に関しての責任は負いかねます。

問・施設等利用給付の「認定」に関するこ

保育課保育入園係

（3546）5227・5387・9587

・施設等利用給付の「請求」に関するこ

保育課保育給付係

（3546）5422



詳しくは区HPへ



4月から小学校1年生を対象とした朝の子どもの居場所づくりを始めます

保育所などから小学校への進学をきっかけに、登校時間前の児童が居場所を必要とする「朝の小1の壁」に対応するため、小学校内で見守り員が児童を見守る「朝の子どもの居場所」づくりに取り組みます。

対象

以下の全てを満たす児童

- ・保護者の就労により、自宅で保護が受けられない小学校1年生
- ・実施校に通学していること
- ・事前に利用登録を行っていること

実施校

中央小・明石小・京橋築地小・明正小・日本橋小・有馬小・久松小・佃島小・月島第一小・月島第二小・月島第三小・豊海小・晴海西小

実施日時

学校登校日（土・日曜日、祝日を除く）の午前7時30分～各学校の登校時間

見守り員

シルバー人材センター会員など

事前登録方法

HPから必要事項を入力する。

◎登録受付は2月下旬以降開始予定

利用料金

無料（傷害保険料300円は別途自己負担）

過ごし方

読書や自習などをして静かに過ごします。

注意事項

・保護者が必ず実施場所まで児童に付き添ってお越しください。

・登校時間中の登校が原則であることは従前から変更ありません。

・運動は行いません。

・児童への個別対応や学習指導は行いません。

・児童の体調が万全でない場合は、利用をお控えください。利用中に体調不良となった場合などは、保護者に連絡しますので、速やかなお迎えをお願いします。



・朝の居場所では、食事ができませんので、利用する場合は、朝食を食べてください。
・本事業については、学校への問い合わせをお控えください。

問放課後対策課放課後支援係

（6278）8359



詳しくは区HPへ

区の公式HPやSNSをチェック！

区公式ホームページ



X (旧 Twitter)



Instagram



YouTube



LINE

